平成２３年（フ）第３７号
埼玉県坂戸市大字竹ノ内179番地１
破産者　有限会社大栄興業
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２号
千葉県成田市三里塚御料１番地275　ベルウッドＡ102
破産者　竹田　直樹
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４４７２号
神奈川県横浜市中区太田町４―55　横浜馬車道ビル１階
破産者　株式会社トリアス
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４７３号
兵庫県洲本市物部１丁目18―６、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市赤松町７―57―707
破産者　佐藤　　亘
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１７号
東京都文京区音羽２丁目４番２号
破産者　株式会社ニューポート
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４２３号
名古屋市名東区香南２丁目1205番地
破産者　合資会社ヴィヴィッド
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１８号
名古屋市西区城北町２丁目37番地
破産者　共和株式会社
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１７号
名古屋市守山区新守西303番地
破産者　中部電機サービス株式会社
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２６号
名古屋市緑区有松1060番地、商業登記簿上の住所名古屋市緑区有松町大字有松字住還北136番地
破産者　有限会社吉長電気商会
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
三重県松阪市垣鼻町550番地５
破産者　冨田健次郎
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５５号
三重県松阪市駅部田町165番地
破産者　株式会社トップ電子
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５６号
三重県松阪市中ノ庄町1454番地
破産者　松野　智朗
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２７号
三重県度会郡南伊勢町小方竈143番地２
破産者　有限会社チャーム
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
三重県度会郡南伊勢町小方竈197番地
破産者　野村五輪夫
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
福岡県柳川市三橋町蒲船津1024番地
破産者　株式会社式製作所
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
沖縄県名護市宮里６丁目７番５号
破産者　医療法人クリニカ（名護クリニック）
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３１号
福島県郡山市開成６丁目128番地の４
破産者　有限会社むうん
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
岐阜市西改田字米野２番地
破産者　株式会社クマダグリーンセンター
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９７３号
京都市下京区高野堂町401　ベルメゾン堀川103
破産者　有限会社グラム
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１００号
大阪府枚方市南中振１丁目14番22号
破産者　有限会社アットイース
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
奈良県吉野郡吉野町大字上市1800番地
破産者　巧文堂印房ことさくらクリーンサービスこと　藪谷　功雄
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２４３号
愛媛県松山市恵原町甲803番地
破産者　株式会社アルファー産業
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所